

[事案 29-188] 転換無効請求

・平成 30 年 6 月 4 日 和解成立

<事案の概要>

転換時の募集人の説明が不十分であったことを理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 14 年 5 月に契約した利率変動型積立保険を、平成 29 年 4 月に組立型保険に転換したが、同年 5 月に告知漏れに気づき追加告知したところ、告知義務違反があったとして、特約が解除された。しかし、以下のとおり、転換に際しての募集人の説明は不十分であり、内容を誤解して契約したので、転換を無効として転換前契約に戻してほしい。

- (1) 転換後契約では上皮内がんが保障対象外であることの説明がなかった。
- (2) 告知事項に該当する病名の説明がなく、告知サポート資料の説明もなかった。
- (3) クーリング・オフに関する説明がなかった。
- (4) 転換前契約は、今の時代に合っていない、意味がない保険のように説明された。
- (5) 1 種類の転換プランしか提示がなく、他に選択の余地がなかった。
- (6) 転換後契約は転換前契約より保険料が高い。

<保険会社の主張>

転換にあたっての募集人の説明内容に問題はなく、転換の無効を認める理由はないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、転換前後の状況を確認するため、申立人、募集人および募集人の上司に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、転換の無効は認められないが、以下等の理由および紛争の早期解決の観点から、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 事情聴取において、募集人は、告知時、申立人の子が落ち着かない様子でその場にいたことに遠慮して、告知書の説明に長い時間をかけなかった旨を述べている。また、募集人の上司も、玄関先で立ったまま募集人の後ろにいたとのことで、十分な補足説明ができたとは考えられない。よって、当時、告知書の記入について、口頭では十分な説明がなされなかったことが疑われ、これが今回の問題を生じさせた一因と考えられる。
- (2) 告知書の記入用紙は複写式になっているが、一部項目について、申立人控えにはチェックが付されていないので、保険会社内部で、チェックが事後的に加筆されたと考えられる。
- (3) 申立人は、保険証券受領後ただちに自発的に告知漏れを申告しており、告知に関して真摯に対応する姿勢を有していることからすれば、保険会社で告知手続が慎重に進められていれば、告知義務違反は生じなかった可能性が高い。